

掛川市教育委員会規則第2号

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
をここに制定する。

平成29年3月23日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成24年掛川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

第1条中「委任し、及び」を削る。

第2条を削る。

第3条に次の1項を加え、同条を第2条とする。

2 教育委員会は、市民協働部に置かれる補助職員に対して、小中学校体育施設の開放に関する事務を補助執行させるものとする。

第4条を第3条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。